

広島県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年八月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字戸張字沖田二四番四地先から 世羅郡世羅町大字戸張字沖田一五番一地先まで		一四・〇〇	一三・四〇	一三七・〇〇	拡幅 県道宇賀安田 線と二部重複
		一二・五〇	一三・四〇	一三七・〇〇	